

大阪市立淀中「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日 法律第71号）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自尊感情を高め、多様性に対する理解を深める子ども」の育成のために「淀中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動とるための判断力や指導力を高めなければならない。学校、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを発見した場合には的確・迅速にこれに対処するための具体的行動がとれるように常に心がけなければならない。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

《基本方針のポイント》

- ① いじめを絶対に許さない学級集団づくり
- ② 生徒の自尊感情を高めるための取り組み
- ③ いじめ防止のための校内組織「淀中学校いじめ防止対策委員会」の確立
- ④ 家庭・地域・関係諸機関との連携

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。そのためには、個々の生徒の自尊感情を高め、多様性に対する理解を深めるための学校の環境作りが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 授業改善について

- ① 学習環境、学習規律を重視し、習熟度別少人数学習や T.T.学習、入り込み指導等を活用しながら個々の生徒に合わせたきめ細かい教科指導を充実させる。
- ② すべての教員による研究授業・授業公開を通して、授業法、指導法を工夫・改善し、「わかる、できる」を体感させる授業展開を図る。
- ③ コミュニケーション能力を高める学習活動を授業に位置づけ、個々の児童の考えが生きる楽しい授業づくりを図る。

(2) 自尊感情を高めるために

- ① 少人数の集団による話し合い活動等を取り入れ、個々の生徒の存在感・帰属感を育てる。
- ② 部活動や体育大会縦割活動を活用し、異学年の交流を図る。
- ③ 互いの特性を理解し、個性を認め合える集団作りを進める。
- ④ 教職員が具体的な褒めるポイントを身に付け、家庭や地域に広げていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 教育や学級活動の充実を図り相手の気持ちを考えられる姿勢を養う。
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を推進する。
- ③ いじめに対して、加害者も傍観者も同じ立場であることを人権教育の視点から学べるようにし、いじめに対して正義感をもって立ち向かう態度を育成する。

1. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 生徒観察の充実と情報の共有化について

学年会議をはじめとする諸会議において、生徒に関する情報交換を行う時間を十分に設定し周知徹底を図る。また日ごろから「生徒の情報交換が活発にできる職員室」を全職員が意識して生徒観察や情報の発信、共有を心掛ける。

② アンケート調査の活用について

各学期末に「いじめに関するアンケート調査」および集計を行い、学年集会や全校集会、学級活動時に生徒に調査結果の内容や課題について説明を行うことにより、生徒にも「身近で許されざる問題」としての認識を持たせる。

③ 家庭訪問、教育相談、学期末懇談の実施

定例として、毎年4月末から5月初めに学級生徒全員の家庭訪問を実施し、家庭での様子や保護者の心配事などを集約する。また6月と9月に学級生徒全員を対象とした教育相談、学期末ごとに学期末懇談を実施し、生徒観察と実態把握に努める。また、定例以外にも日頃から家庭連絡や家庭訪問を積極的に実施することにより、生徒、保護者との「人間関係づくり」を充実させる。

④ スクールカウンセラーとの連携

毎週スクールカウンセラーが、生徒および保護者へのカウンセリング(予約制)を実施する。カウンセリングで得た情報についてはカウンセラーの判断により教師側にも伝えられ情報の共有をおこなう。

⑤ 外部機関との連携

特に暴力行為が含まれた事案や学校組織では実態把握や解決が困難な携帯電話等を使用したいじめ事案については学校長および教育委員会の判断において警察等の関係機関に相談することとする。また携帯電話の使用については保護者、生徒に様々な機会で「各家庭での使用上のルールの設定」など、持たせる側、持つ側の関係と責任について繰り返し啓発をおこなう。

⑥ いじめ相談窓口の周知について

長期休業前や授業参観時の懇談などで公的機関が作成したリーフレットを配布し、いじめ相談窓口の存在や活用についての啓発をおこなう。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案の対応について

いじめを疑うような事案が発生した場合は校内に設置された「いじめ防止対策委員会」において、迅速な情報共有と指導方針の決定をおこなう。また教育委員会への報告は学校長がおこなう。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制について

いじめ事案の対応は原則として「いじめ防止対策委員会」が中心となりおこなうが関係職員や被害生徒に関わりの深い職員も積極的に加わり、校長のリーダーシップのもと、その対応や方針にもとづき、いじめ事案の当事者すべてのケアができるよう情報の共有と細やかな連絡相談、関係機関等の連携等の体制を構築する。

③ 被害生徒の保護、加害生徒への指導について

いじめを受けた被害生徒の保護については安全の確保や心のケアはもとより、被害生徒の思いに至り人権尊重の立場に立った保護をおこなう。被害生徒から聞き取る際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情に留意する。

また、生徒の個人情報の取り扱いには十分に留意して以後の対応をおこなっていく。被害生徒や保護者に対し、事実関係を徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、当該生徒の見守りをおこなうなど、被害生徒の安全を確保する。あわせて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。

被害生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を必要に応じて、別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーや西淀川区役所子育て支援室、こども相談センターなど関係機関の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報については適切に提供する。

いじめたとされる加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあつたことが確認された場合、学校は、いじめ防止対策委員会での検討結果をもとに、必要に応じてスクールカウンセラーや西淀川区役所子育て支援室、こども相談センター、または西淀川警察署などの関係機関の協力を得、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言をおこなう。

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自らいじめ行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的でおこなう。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や学年全体で指導や話し合う機会を設けるなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

④ ネット上でおこなわれた、いじめ事案の対応について

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて大阪法務局または西淀川警察署の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西淀川警察署に通報し、適

切に援助を求める。早期発見の観点から、日ごろの生徒たちの休み時間や放課後の雑談などにも注目する。また、地域や保護者と連携や専門機関による研修の実施等によりネット上のトラブルの早期発見と対応力の向上に努める。さらに、生徒が悩みを抱え込まないよう、公的機関によるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことに重点を置き、その啓発に力を入れる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名 称 : 「淀中学校いじめ防止対策委員会」

構成メンバー :

校長、教頭、首席、教務主任、学年主任、生徒指導主事、生活指導部長、人権教育主担、

※ 事案に応じて、学級担任、養護教諭、学年所属等関係教職員を加える。

開催時期及および回数。:

いじめ事案が発生または疑われたとき

活動内容:

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこなう。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有をおこなう。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、当該学年や部活動、または保護者との連携をおこなう。

② 名 称 : 「学年会議」

構成メンバー : 当該学年主任、担任、副担任

開催時期及および回数 : 原則月1回

活動内容:

- ・ いじめ防止対策委員会への報告と相談
- ・ 当該学年の生徒の実態把握、情報の共有
- ・ 当該生徒への支援と指導

③ 名 称 : 「生活指導部会」

構成メンバー : 生活指導部長、生徒指導主事、生活指導部配置職員

開催時期及および回数 : 原則月1回

活動内容

- ・ いじめ防止対策委員会への報告と相談
- ・ 当該学年の生徒の実態把握、情報の共有
- ・ 当該生徒への支援と指導

④ 年間計画

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・ いじめについて考える日（5月13日） | 学期に1回（7月・12月・3月頃） |
| ・ 調査等 生徒対象いじめアンケート調査 | 年1回程度（必要に応じて） |
| ・ 保護者対象いじめアンケート調査 | |
| ・ 生徒会より啓発スローガン | |
| ・ 研修会 人権教育研修会 | 年1回以上 |
| ・ 生徒実態連絡会 | 年 11 回 |

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校HP・学校だよりを活用した情報発信を進める。
- ② いじめに関する学校の取り組みは、学校協議会に報告し協力を得るように努める。
- ③ 必要に応じて、地域・関係機関に当委員会への参加を要請する。学校の様子をホームページや学校だより等で情報を発信し、いじめ防止の啓発を行う。

（3）取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の評価の中で、学校全体としての取り組みの中で、いじめや生活指導面での取り組みを位置づけ、取り組みに関して振り返る。
- ② いじめが発生した場合は、取り組みの中で何か不十分だったのか十分検討しいじめの再発防止に努める。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は、教育委員会に一報を入れ、連携して調査及び対応を行う。
- ② 学校の対応としては、いじめ防止対策委員会として調査組織を設置し、事実関係を正確に把握する。事実関係の上に立ち、対応策を検討し、関係者・関係機関と協議・連携し問題の解決にあたる。
- ③ 被害生徒及びその保護者へは適切な情報提供を行う。
- ④ 問題の対応に当たっては、関係者に対して正確な事実を伝え、関係者に対しての誠実な対応を行う。対外的な対応の窓口は管理職に一本化する。

※ いじめ発見の際の情報共有、指導の流れ

